

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正（第一条関係）

一 独占禁止法違反の疑いについて合意により解決する制度の整備

1 独占禁止法違反の疑いに係る公正取引委員会の通知を受けた者が、その疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置に関する計画を作成して公正取引委員会の認定を申請し、公正取引委員会が当該計画を認定した場合には、排除措置命令及び納付命令をしないこととすること。

2 その他所要の改正を行うこと。

第二 特許法の一部改正（第二条関係）

一 発明の新規性の喪失の例外期間の延長

特許を受ける権利を有する者が特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、その発明がその公表によって新規性等が否定されないとする新規性の喪失の例外が適用される期間を、六月から一年に延長する  
こと。

二 特許権の存続期間の延長制度の整備

1 特許権の存続期間について、特許権の設定の登録が特許出願の日から起算して五年を経過した日又は出願審査の請求があつた日から起算して三年を経過した日のいずれか遅い日以後にされたときは、延長登録の出願により延長できるようにするとともに、その延長できる期間について定めること。

2 その他所要の改正を行うこと。

### 第三 商標法の一部改正（第三条関係）

#### 一 損害賠償に関する規定の整備

商標権者又は専用使用権者は、指定商品又は指定役務についての登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。）の使用による損害の賠償を請求する場合には、その商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を、自己が受けた損害の額とすることができるとすること。

#### 二 その他

その他所要の改正を行うこと。

#### 第四 関税暫定措置法の一部改正（第四条関係）

##### 一 原産品の確認等に係る手続規定の整備

我が国に輸入される貨物が環太平洋パートナーシップ協定の原産品であるかどうか等の確認をするために税関職員が行う調査に係る手続規定を整備すること。

##### 二 セーフガード等に係る手続規定の整備

環太平洋パートナーシップ協定締約国からの輸入が急増した場合、環太平洋パートナーシップ協定締約国が協定に違反した場合及び環太平洋パートナーシップ協定締約国からの牛肉、豚肉等の特定品目の輸入数量が一定の水準を超えた場合等において、それぞれ関税率を引き上げる手続規定を整備すること。

##### 三 その他

その他所要の改正を行うこと。

#### 第五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正（第五条関係）

##### 一 外国にある登録認証機関に関する規定の整備

1 厚生労働大臣は、登録申請者が本邦又は外国（我が国が締結する条約その他の国際約束であつて、全ての締約国の領域内にある登録認証機関又はこれに相当する機関にとって不利とならない待遇を与えることを締約国に課するものうち政令で定めるものの締約国等に限る。）のみにおいて基準適合性認証を行うと認められない者であるときは、登録認証機関としての登録をしてはならないものとし、登録認証機関（外国にある登録認証機関の事業所において基準適合性認証の業務を行う場合における当該登録認証機関に限る。）が、第二十三条の十六第二項各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、若しくは期間を定めて基準適合性認証の業務の全部若しくは一部の停止を請求し、又は当該請求に応じなかったときは、その登録を取り消すことができるものとする。

2 その他所要の改正を行うこと。

## 第六 畜産物の価格安定に関する法律の一部改正（第六条関係）

一 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

1 肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格が標準的な生産費を下回った場合に、独立行政法人農畜産業振興機構がその差額を補填するための交付金を交付する規定の整備を行うこと。

2 その他所要の改正を行うこと。

第七 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正（第七条関係）

一 輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置

1 砂糖との価格調整の対象に輸入加糖調製品（砂糖を使用した輸入される調製品であつて、砂糖との用途の競合の状況に鑑み、国内産糖の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるものをいう。）を加えること。

2 その他所要の改正を行うこと。

第八 著作権法の一部改正（第八条関係）

一 著作物等の保護期間の延長

著作物の保護期間の終期を原則著作者の死後五十年から七十年に延長するとともに、実演及びレコードの保護期間の終期をそれぞれ実演及びレコードの発行の後五十年から七十年に延長する等の見直しを行うこと。

二 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

現在親告罪とされている著作権等侵害罪のうち、対価として利益を受ける目的又は著作権者等の利益を害する目的で、有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し、若しくは原作のまま公衆送信を行うこと又はこれらの行為を行うため有償著作物等を複製すること（著作権者等の利益が不当に害されることとなる場合に限る。）により犯したものについて、非親告罪とすること。

### 三 その他

その他所要の改正を行うこと。

## 第九 独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正（第九条関係）

### 一 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の追加

1 独立行政法人農畜産業振興機構の業務について、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと並びに輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うことを追加すること。

2 その他所要の改正を行うこと。

## 第十 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部改正（第十条関係）

### 一 外国の特定農林水産物等に関する特例

1 農林水産大臣は、我が国の特定農林水産物等の名称の保護に関する制度と同等の水準にあると認められる外国の制度によりその名称が保護されている当該外国の特定農林水産物等について指定をすることができるとすること。

2 その他所要の改正を行うこと。

第十一 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律の一部改正（第十一条関係）

一 原産品の確認に係る手続規定等の整備

1 財務大臣は、締約国の税関当局から環太平洋パートナーシップ協定の原産品であるか否かについての確認をするために協力を求められた場合に、その求めに応ずることができるとすること。

2 その他所要の改正を行うこと。

第十二 その他（附則関係）

一 この法律は別段の定めがある場合を除き、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行するものとする。

- 二 所要の経過措置を規定すること。
- 三 所要の規定の整備を行うこと。